

出雲市工場立地法に基づく準則を定める条例の概要について

1. 概要

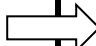
出雲市では、工場立地法第4条の2第1項に基づき「出雲市工場立地法に基づく準則を定める条例」を定めています。このことにより、市内の特定工場における緑地及び環境施設面積の敷地面積に対する割合が引き下げとなり、緑地面積に算入できる重複緑地の面積の割合が引き上げとなります。（平成25年10月1日施行）

2. 内容

① 緑地及び環境施設面積の敷地面積に対する割合の引き下げ【条例第3条】

引き下げの内容については次のとおりです。

（区域の範囲及び緑地面積率・環境施設面積率）

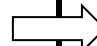
区域の区分	区域の範囲	緑地面積の敷地面積に対する割合 （下段：環境施設面積の敷地面積に対する割合）	
		平成25年9月30日まで	平成25年10月1日以降
第1種区域	都市計画法第8条第1項第1号に定める住居・商業系地域	20%以上 (25%以上) 《国準則のとおり》	
第2種区域	都市計画法第8条第1項第1号に定める準工業地域	20%以上 (25%以上) 《国準則》	 <u>10%以上</u> <u>(15%以上)</u>
第3種区域	都市計画法第8条第1項第1号に定める工業専用地域及び工業地域		
第4種区域	都市計画法第8条第1項第1号に定める用途地域以外の地域		

※環境施設とは緑地の他、噴水、水流、池その他の修景施設、屋外運動場、広場等の用に供するために区画された土地で、工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するように管理がなされるものをいいます。

※工場立地法以外の法令で定められている緑地緩衝帯等の設置については、上記の緑地面積以上の確保が必要となる場合があります。

② 緑地の面積に算入できる重複緑地の面積の割合を引き上げ【条例第4条】

引き上げの内容については次のとおりです。

区分	区域の範囲	平成25年9月30日まで	平成25年10月1日以降
重複緑地面積算入率	市内全域	緑地面積の25%以内	 <u>緑地面積の</u> <u>50%以内</u>

■お問い合わせ■

商工振興部 産業政策課 企業誘致係
 TEL:0853-21-6305 FAX:0853-21-6838
 E-mail: sangyou@city.izumo.shimane.jp